## ≪ 成年後見制度と家族信託の比較表 ≫

	法定後見人	任意後見人	信託受託者
①存続期間	後見開始の審判~本人の死亡まで	監督人選任の審判〜 本人又は任意後見人の死亡まで	始期も終期も自由に設定可 (無期限に存続させることも可能)
②権限	(a) 財産管理 (b) 法律行為の代理(同意・取消) (c) 身上監護(身上保護)	(a) 財産管理 (b) 法律行為の代理 (契約で定めた行為に限定) ※同意権・取消権 無し! (c) 身上監護	自由に権限付与できるが、信託財産の 包括的な管理・処分が一般的(受託者 には「身上監護」の権限はないが、実 質的に家族の立場で対応可能)
③財産の積極的運用・ 処分の可否	財産を維持しながら本人のためにのみ支出することが求められる(扶養義務に基づく親族への支出は可)。 積極的な投資・運用や合理的理由のない換価処分、本人財産の減少となる行為(生前贈与)等は不可。	同左	受託者の権限内であれば、その責任と 判断において、信託目的に沿った自由 な運用・処分が可能。
④不動産の 処分(賃 貸、売却、 建替え等) の可否	居住用財産(自宅)は、家庭裁判所の許可が必要なので、「入院・入所費用の捻出のため」などの合理的理由が必要となる。	任意後見契約において代理権が付与されているため、家庭裁判所も任意後見監督人の同意も不要。但し、上記③の運用・処分の考え方は適用されるので、合理的理由のない処分行為は、事後的(後見報告の際)に問題になり得る。	受託者の権限内であれば、その責任と 判断において処分可能(受託者は、登 記簿に形式的な所有者として記載され 売買や賃貸借の契約当事者になる)。
⑤訪問販売 物テレリ り り り り り り り り り り り り り り り で り り り の で り の り の	被後見人本人が交わした契約は法定後 見人が取り消すことが可能なため(取 消権の行使)、買い物を無かったこと できる。	任意後見人に「取消権」はないので、契約を取り消せない。	受託者に「取消権」はないが、信託財産は、委託者本人の財産とは分離され受託者の手元で管理するので、被害を最小限に防ぐことは可能。
⑥本人死亡 後遺産相続 手続き	被後見人本人の死亡により後見業務が終了するので、相続人又は受遺者に相続財産を引継ぐのみで、死後事務や遺言執行・遺産整理は後見人の業務権限の範囲外となる。	同左	預貯金口座の凍結を回避でき、委託者本人が死亡しても信託が終了しない設計にすれば、名義変更等の遺産相続手続きの手間が省け、引き続き受託者の管理下でスムーズな資産承継が可能。
⑦監督機関	家庭裁判所又は後見監督人による監督 を受ける(報告義務あり)。	必ず就任する任意後見監督人により監督を受ける(報告義務あり)。	必須の監督機関はないが、信託監督人 等の監督機関を任意に設定可能。
<ul><li>⑧財産管理者への報酬</li></ul>	法定後見人への報酬は、家庭裁判所への申立てを経て「報酬付与審判」により金額が決定(自由に設定不可)。 なお、親族後見人でも報酬は貰える。	任意後見人への報酬は、任意後見契約 の中で自由に設定できるが、報酬条項 が無ければ無報酬となる。	受託者への報酬は、信託行為の中で自由に設定できるが、報酬条項が無ければ無報酬となる。
中のランニ	職業後見人の場合、本人の保有資産や 業務内容等に応じて、家裁の審判により月額2~6万円程度の報酬が発生。 親族後見人に後見監督人が就く場合、 月額1~2万円程度の報酬が発生。	上記®のとおりの契約書所定の任意後 見人への報酬に加え、任意後見監督人 報酬が月額1~2万円程度発生。	上記⑦⑧のとおり、信託行為に規定し た報酬以外は特段発生しない。

